

新事業共創プラットフォーム運営事業業務委託
総合評価一般競争入札業者選定委員会設置要綱

(目的)

第1条 新事業共創プラットフォーム運営事業委託業務（以下「委託業務」という。）の委託業者を総合評価一般競争入札により選定するため、業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 選定委員会の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 業者選定のための評価基準を検討・決定すること。
- (2) 当該評価基準に基づき業者からの提案を審査し、最も有利な者を決定すること。

(組織)

第3条 選定委員会は、5名の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験等のある者のうちから知事が委嘱する。

3 委員は、別表のとおりとする。

(委員長)

第4条 選定委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選により定める。

2 委員長は、選定委員会を招集するとともに、会議の議長を務める。

3 委員長に事故があるときは、委員長のあらかじめ指定する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 選定委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

2 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員の責務)

第6条 委員は、公正、公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、審査の過程において知り得た情報を、第三者に漏洩してはならない。

(事務局)

第7条 選定委員会の事務を担当するため、山梨県 新価値地域創造推進局 新事業チャレンジ推進課に事務局を置く。

(その他)

第8条 その他必要な事項は、選定委員会において決定する。

附則 この要綱は、令和8年4月16日から施行し、委託業務の委託業者と契約を締結した日に効力を失う。

【別表】

所 属	職 名	氏 名	備 考
山梨県 新価値創造推進局 新事業チャレンジ推進課	課 長	久保嶋 昌史	
山梨県産業政策部 スタートアップ・経営支援課	課 長	宮崎 勝子	
公益財団法人やまなし産業支援機構 新産業創造部	次 長	金子 政一	
一般社団法人やまなしソーシャル イノベーションセンター	専務理事	渡邊 靖彦	
国立大学法人山梨大学 研究推進・社会連携機構 社会連携・知財戦略室	特任准教授	澁谷 晃	